

4

特定目的信託の利益の分配の額及び特定投資
信託の収益の分配の額の損金算入に関する明
細書

計算 期間	：	：	受託者名	特定信託 の名称
----------	---	---	------	-------------

別表十九(二)

平十五・四・一以後終了計算期間分

I 特定目的信託の利益の分配の額の損金算入に関する明細書							
利益の 分配の 額の 計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	分	所 得 金 額 総 計 (別表四「30の①」)	8	円
	受 益 権 取 崩 額	2		配	欠損金又は災害損失金の控除未済 欠損金(別表七「1の計」) (ただし、当該金額が(8)より多い場 合は、(8)の金額)	9	
	利 益 の 分 配 の 額 (1)-(2)	3		可			
	分 配 可 能 額 (13)	4		能	差 引 計 (8)-(9)	10	
	$(4) \times \frac{90}{100}$	5		額	受 益 権 取 崩 額 (2)	11	
	(1)が(5)を超える場合の(3)の額	6		の	受 益 権 戻 入 額	12	
	利益の分配の額のうち当期の 損金の額に算入する額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	7		計	分 配 可 能 額 (10)+(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13	
			算				

II 特定投資信託の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の 分配の 額の 計算	総 分 配 額	14	円	分	所 得 金 額 総 計 (別表四「30の①」)	20	円
	元 本 取 崩 額	15		可	欠損金又は災害損失金の控除未済 欠損金(別表七「1の計」) (ただし、当該金額が(20)より多い場 合は、(20)の金額)	21	
	収 益 の 分 配 の 額 (14)-(15)	16		能			
	$\frac{(14)}{(25)}$	17		所	差 引 計 (20)-(21)	22	
	(17)が $\frac{90}{100}$ を超える場合の(16)の額	18	円	得	元 本 取 崩 額 (15)	23	
	収益の分配の額のうち当期の 損金の額に算入する額 ((18)と(20)のうち少ない金額)	19		の	元 本 繰 入 額	24	
			計	分 配 可 能 所 得 の 金 額 (22)+(23)-(24)	25		
			算				

別表十九(二)の記載の仕方

1 特定目的信託の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

この明細書のIは、法第2条第29号の2（定義）に規定する特定目的信託について措置法第68条の3の3第1項（特定目的信託に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 特定投資信託の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

この明細書のIIは、法第2条第29号の3イに掲げる信託について措置法第68条の3の4第1項（特定投資信託に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。